

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

2017年6月30日 作成

2017年7月31日 公開

仕事と家庭の両立支援の更なる充実を図ることにより、社員全員が自らの能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2017年7月1日～2021年3月31日まで

2. 内 容

目標1：育児休業に関する知識・情報、特に男性の育児休業取得について再度周知し、育児休業の取得率の向上を図る。

＜対策＞社内イントラネット等で育児休業、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除等の公的支援制度の周知や情報提供を行い、子どもの出生時に男性も育児休業を取得できるように配慮する。

目標2：希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施

＜対策＞育児のための時間が十分確保できるよう、希望する労働者へは職務や勤務地を限定する制度を検討・導入する。

目標3：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会を提供し、就業イメージを持たせることでキャリア形成支援を行う。

以 上